- 時:令和4年6月30日(木) 午後6時50分~午後8時5分
- 場:睦合北地区市民センター

参加者:地区の自治会長(5名)、公民館地区館長、

市長、副市長、教育長、市長室長、協働安全部長、循環型社会推進担当部長、地区市民センター所長

テーマ① 『自治会加入者の減少』について

ここ2年間、コロナの影響もあり、自治会活動がなかなかできていない。少しずつ出来るところから活動を再開しているが、自治会の退会者は増加傾向にある。自 治会員の減少化が進んでいるのは、睦合北地区にとどまらず、他地区でもその傾向はあると聞いている。地域社会の核としての役割を果たしてきた自治会への加 入者が減少しており、また、役員の担い手も不足している現状がある。

市も自治会も以前から問題意識を持って取り組んできてはいるが、改めて共通認識を持ち、今後の状況が少しでも改善、少なくとも現状維持ができるように、み んなで頑張っていければと思い、テーマとした。

自治会長からの意見

市長等からの回答

意見1 自治会加入者の減少傾向と対策について

【上三田自治会長】

■自治会としても毎月自治会だよりを発行したり、自治会を見直すための話 合いをしたり対応に懸命ではあるが、若い世代の自治会離れの傾向が見受 けられる。

昨年度は何とか4世帯の自治会加入にこぎ着けたが、ここ7年位の減少率 には到底及ばない。一自治会単位の努力の範疇では及ばないと思うが、厚 木市としての考えはあるのか。

【中三田第一自治会長】

■自治会役員を引き受けない人や役員になっても自治会活動に参加しない 人、高齢化、仕事の都合、休日の子どものスポーツ活動参加のため自治会 活動に参加できない人たちがいるのが現状となっている。引っ越しなどで自 治会を退会する人がいる反面、加入者が少なくなっている。転入届が提出さ れたときに自治会加入を勧めてもらいたい。

【市長】

■自治会加入率は、地域でばらつきはある。加入促進に向けた取組については、現 状も様々な取組を実施しており、今後も自治会連絡協議会と有効な手立てについて 協議し、取り組んでいく。

【協働安全部長】

■自治会の加入促進については、毎年3月に「広報あつぎ」に自治会関連の記事を 掲載するほかマンションや宅地分譲等の開発申請時に、入居者への自治会加入促 進を開発業者に協力依頼しており、様々な取組を行っている。

また、市外からの転入手続の際、市民課窓口で自治会加入促進のチラシを配布し ている。

■自治会活動への参加や役員等の担い手不足については、今後も、自治会連絡協 議会と協力しながら、効果的な取組を行っている自治会の情報収集と共有をし、対 策について検討していく。

≪現況・今後の対応等≫

■自治会連絡協議会と有効な手立てについて協議し、取り組んでいく。(市民協働推 進課)

≪中間報告以降の状況等≫

■自治会連絡協議会において、自治会の退会者防止に向けた意見交換等を行っ た。また、タウン誌などに自治会の魅力をアピールする記事掲載等を協議してい る。今後も自治会連絡協議会と協力し、取り組んでいく。

意見2 自治会存続の危機を乗り越えるための提案について

【棚沢自治会長】

■自治会の退会理由は、加入してもメリットがないこと、自治会員の高齢化、 共働きの家庭が多いため休みは家族で好きなことをして過ごしたいなどが考 えられる。自治会運営では、役員が多いため、すぐに順番が廻ってくるので対|ついて協議し、取り組んでいく。 応しきれない、といったことが要因といる。

自治会の総会等では、自治会の改善要望を求める声が日増しに強くなって【協働安全部長】 おり、このままでは自治会の存続が危ぶまれるため、今年度より自治会改革 の検討を開始、総会への提案に向け努力している。

極論ではあるが、自治会存続の危機を乗り越えるため、市民全員を自治会 員として、自治会の維持管理に必要な経費は市の補助金、補助金の財源は 税金、自治会費は不要、との提案はどうか。

【市長】

■自治会についての基本的な考え方は、地域の皆様の任意団体であるので、必要 |経費を全て税金でカバーするのは難しい。自治会連絡協議会とより有効な手立てに

■市として、活動費の補助などをしている。市民協働という精神に基づいて、より有 効な手立てについて自治会連絡協議会と協議し、取り組んでいく。

≪現況・今後の対応等≫

■自治会協議会は任意団体であることから、市税を会費に充当することは難しい。 有効な手立ては、自治会連絡協議会と協議し、積極的に取り組んでいく。(市民協働 推進課)

≪中間報告以降の状況等≫

■自治会連絡協議会において、自治会の退会者防止に向けた意見交換等を行っ る。今後も自治会連絡協議会と協力し、取り組んでいく。

テーマ② 『ごみの排出等』について

自治会として、日常生活の中で最も大きな悩みは、ごみ問題である。ごみ集積場所の管理、集積場所周辺の清掃、ごみ箱の修理、ごみ出しの指導等々、全て自治会員の手で行われている。自治会に加入されていない方や通りすがりの人が、自治会管理の集積場所にごみを出しており、ごみ出しのルールが守られていない。ルール遵守を促すための掲示をしているが、効果はない。他地区では、「会員以外はごみ捨て禁止」の掲示をしている所もあるようだ。

市として、自治会に加入されていない方に対するごみ収集に関する周知や、ルール遵守のための対策を行っているのか、共通認識をもつためテーマとした。

自治会長からの意見

市長等からの回答

意見1 ごみ集積場所へのカメラの設置について

【上三田自治会長】

■「会員以外はごみ捨て禁止」の掲示をしている所もあるが、そこまで踏み込んだ対応は躊躇している状況。

ただ、あまりにもルールが守られず、ひどいようであれば、自治会としていつまでも手をこまねいていることは出来ない。これから暑い日が続くので、衛生状態も酷くなってくる。自衛策として、防犯カメラの設置等を考えざるを得なし、

移動可能で安価なカメラがあるので、法的に可能かどうか教えていただけ れば自治会で対応したいと考えているが、どうか。

【市長】

■カメラの設置は一つの対策であるが、プライバシーの問題なども出てくる。他の地区では、見張りや集積のカゴにカギをつけているところもあるが、まずは、原因の把握をし、それにあった方法で秩序が保たれる集積所となるようにつなげていきたい。

【循環型社会推進担当部長】

■自治会でカメラを設置するには、録画をしている周知や映像を確認する場合のプライバシーの管理など、あらかじめ決めておかないといけない。

カメラ録画については、犯人捜しではなく、原因を特定するために活用してほしい。

≪現況・今後の対応等≫

■自治会でカメラを設置することは問題ないが、録画をしていることの周知は必要である。自治会からの要望により、試験用防犯カメラを貸し出したところ、一定の効果があった。犯人捜しではなく、原因を特定するために活用してほしい。(環境事業課)

≪中間報告以降の状況等≫

■市から貸出した試験用防犯カメラを設置したところ、ごみの排出状況の改善に一定の効果があることを確認できた。今後は、自治会においてカメラの設置を検討していくとのことであるが、市としては、ルールを守ったごみの排出が継続されるよう、周知・啓発していく。

意見2 自治会に入っていない方へのごみ出しに関する周知やルールを守らない場合の対応について

【中三田第一自治会長】

■ごみ置き場(集積場所)の管理は利用者がすべきと思っているが、ごみ置き場(集積場所)が汚いのが問題となっている。

自治会員以外の方がごみを出したりして、ルールが守られていないケースがあるため、自治会員以外への対応について、市で考えはある(対策を考えている)のか。

【市長】

■ごみが分別されていない場合や、品目毎の決められた曜日に出されていない場合は、理由を記入した上で収集できない旨のシールを貼付し、注意喚起している。 今後も、誰にでも分かりやすいごみ出しのルールの周知や啓発を続けていく。

【循環型社会推進担当部長】

■ごみの集積所が汚れている件については、自治会加入の有無に関わらず、清掃 当番に入ってもらうということも一つの方法。当番が回ってくると考えると、出し方の ルールも守り、きれいに管理するようになる。

また、引っ越しなどでごみの出し方を知らないで出している方もいると思う。もえる ごみや紙ごみについて紹介している案内や外国語表記のものもあるので、原因が分 かれば、集積所ごとの対応ができるので、自治会の皆様と一緒にいろいろと対策に 当たっていく。

≪現況・今後の対応等≫

■もえるごみや紙ごみについて紹介している案内や外国語表記のチラシ等を活用しながら、誰にでも分かりやすごみ出しのルールの周知・啓発に努めていく。(環境事業課)

≪中間報告以降の状況等≫

■自治会加入の有無に関わらず、食品ロスの削減や集積所のルールを守ることなど、「循環型社会の実現に向けて私たちにできること」を冊子にまとめ全戸配布した。